

# 君津中央病院企業団議会

平成26年3月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成26年2月3日をもって平成26年2月21日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

2番 白坂英義、3番 服部善郎、4番 磯貝 清、5番 池田文男、6番 武次治幸  
8番 福原敏夫、9番 高橋恭市、10番 佐藤麗子、11番 佐久間 清、12番 山口幹雄

欠席議員

1番 石井 勝、7番 高橋謙治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 中村芳雄、監査委員 笈川政登己、病院長 鈴木紀彰  
事務局長 松尾晴介、事務局次長 岩名生磨、総務課長 山寄博史、財務課長 小島進一  
管財課長 三富敏史、医事課長 池田倫明、経営企画課長 鈴木 等  
地域医療センター長 八木下敏志行、看護局長 齊藤みち子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・議案第3号 平成25年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- ・議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について（質疑、討論、採決）

（午後1時30分開会）

＜磯貝副議長＞

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は１０人でございます。

定足数に達しておりますので、平成２６年３月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましては議長が辞職により不在となっておりますので、日程第３で行われます議長選挙が終了するまでの間、地方自治法第１０６条第１項の規定によりまして、副議長の私が議長の職務を代理いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

平成２５年度も余すところ１か月となりまして、議員の皆様には市議会の質疑を控え、ご多忙中、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、病院事業の現在の経営状況についてご報告申し上げます。

平成２５年１２月末の決算状況は、本分院、学校全体で４，９００万円余りの黒字となっているところです。内容では、第２四半期に入り、入院患者数が大きく減少したことで、前年同期の利益額を下回る結果となっています。今年に入りまして１月以降は、入院患者数も増加してきておりまして、残り２か月も収益確保に努め、健全経営を維持してまいりたいと考えております。

さて、本定例会には、企業団病院事業の設置等に関する条例及び附属看護学校の設置管理条例の一部改正、当年度の補正予算、そして来るべき平成２６年度予算の提案させていただいております。

よろしくご審議のほど、議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

<磯貝副議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第１９条第４項の規定による定期監査及び地方自治法第２３５条の２第１項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます、その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承ください。

## 日程第１ 会期の決定について

日程第１、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日１日としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたしました。

## 日程第２ 会議録署名議員の指名について

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第９３条の規定により、副議長から福原敏夫議員及び山口幹雄議員を指名いたします。

### 日程第3 議長の選挙

日程第3、議長でありました白坂英義議員は2月20日付で議長を辞職したため、議長が欠けております。よって、これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。  
松尾事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例は以上でございます。

<磯貝副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りいたします。  
いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市それぞれ選考委員を発表してください。

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

木更津市、私のほうで、白坂がさせていただきます。

<磯貝副議長>

君津市、池田議員。

<5番 池田文男議員>

君津市、私、池田文男、務めさせていただきます。

<磯貝副議長>

福原議員。

<8番 福原敏夫議員>

富津市、福原が担当いたします。よろしくお願いします。

<磯貝副議長>

佐久間議員。

<11番 佐久間 清議員>

袖ヶ浦市は佐久間のほうでやらさせていただきます。

<磯貝副議長>

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩いたします。

(午後1時35分休憩)

(午後1時36分再開)

<磯貝副議長>

再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

福原議員。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、私のほうから結果を報告いたします。

短い時間でしたけれども、慎重審議の結果、君津市の磯貝議員に決定いたしました。

以上です。

<磯貝副議長>

選考委員会の選考の結果、私、磯貝清が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私、磯貝清が議長に決定いたしました。

<4番 磯貝 清議員>

一言、就任に当たってのご挨拶を申し述べさせていただきます。

私は、君津市選出の企業団議員として10月27日よりお世話になっているわけでございまして、まだ日が浅うございます。さはさりながら、皆さん方のご指名によりまして、議長という大役を仰せつかりました。前任者の白坂議長同様、皆さんの声を聞き、企業団議会の円滑な進行に努めてまいりたいと思います。

前任者同様、ご指導、そしてご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、粗雑でございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

#### 日程第4 副議長の選挙

<磯貝議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠けております。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程第4を日程第5としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程第4を日程第5とすることに決定いたしました。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきましては、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

白坂議員。

< 2 番 白坂英義議員 >

木更津市、白坂が担当させていただきます。

< 磯貝議長 >

池田議員。

< 5 番 池田文男議員 >

君津市です。池田が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

< 磯貝議長 >

福原議員。

< 8 番 福原敏夫議員 >

富津市、福原が担当させていただきます。よろしくお願いします。

< 磯貝議長 >

佐藤議員。

< 10 番 佐藤麗子議員 >

袖ヶ浦市は佐藤が担当させていただきます。

< 磯貝議長 >

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩とします。

(午後 1 時 39 分休憩)

(午後 1 時 41 分再開)

< 磯貝議長 >

再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

白坂議員。

< 2 番 白坂英義議員 >

それでは、私のほうから選考結果について報告させていただきます。

慎重な審議を行った結果、富津市、福原議員を推薦することに決まりました。

< 磯貝議長 >

選考委員会の選考の結果、福原敏夫議員が副議長に指名推選されました。

福原敏夫議員を副議長とすることにご賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、福原敏夫議員が副議長に就任されました。

ここで福原敏夫議員から副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

< 8 番 福原敏夫議員 >

富津市の福原でございます。

ただいま別室におきまして副議長選挙の結果、副議長にということで推挙受けました。これからは副議長として、議長を申し上げるまでもなく補佐し、また、企業団議会のより発展に尽力していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましてもご指導いただきたく、また事業方の企業団の皆さんにもご協力をいただきながら、議会の運営に邁進してまいりますので、ひとつこれからもよろしくお願い申し上げます。

げたいと思います。大変どうもありがとうございます。

<磯貝議長>

ありがとうございました。

## 日程第5 議案の上程

<磯貝議長>

日程第5、議案の上程を行います。

本日の上程の議案は4件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成26年度予算及び決算から適用される地方公営企業会計制度見直しに伴い、補助金等により取得した資産のみなし償却制度が廃止されたことにより、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例については、附属看護学校の新築に伴い、安定した看護師確保を図るため、学年定員数及び総学年定員数を改正しようとするものでございます。

議案第3号 平成25年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）については、本院事業予算において構成市負担金負担方法の見直しに伴い、構成市負担金を減額し、収益的収入を減額補正しようとするものでございます。一方、支出面では、予定数が未確保である医師、看護師、医療技術員の給与費の減、また化学療法の増加に伴う薬品費の増を合わせまして、収益的支出の減額補正をお願いするもので、補正額は、収益1億円、費用1億240万円でございます。

また、看護師養成事業で、看護教員の養成研修に係る千葉県看護教員養成支援事業の補助金が確定しましたので、増額補正をするものでございます。

次に、資本的収支について、千葉県地域医療再生基金整備事業等の補助金額の確定による国県補助金の収入増、関係各機関との再協議により次年度に繰り越したとなった污水管接続換え工事に係る平成25年度分の企業債と建設工事費の減額しようとするものでございます。

継続費では、ドクターヘリの格納庫及び医療機械の整備に係る交付補助金の年度変更でございます。

次に、議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、第3次3か年経営計画の最終年度となり、医療機能の充実、不足する医療機器の充足、医療サービスの向上など診療体制の充実を図り、収入の確保及び支出の効率化を旨として編成したところでございます。

平成26年度は、地方公営企業法及び関係省令の一部改正に伴う会計基準の見直しにより、移行年度として計上する特別損益のため、赤字予算の編成となりました。さらに、消費税率が引き上げられるなど、厳しい運営環境ではありますが、主要施策に対する予算としまして、収益的支出に、医療機能の充実の柱となる人材の充足に1億4,500万円、大佐和分院の基本計画の策定に1,350万円を、また、資本的支出では、学生寄宿舍の新築工事費3億5,600万円を含む建設工事費で6億5,200

万円、本分院合わせた医療機器更新整備に8億1,500万円、また、会計制度見直しによるリース資産購入費として2億2,400万円を予定し、費用を計上しております。

これによりまして、本院事業で210億8,800万円、分院事業で7億700万円、看護師養成事業で3億7,900万円の収益的予算を、28億7,300万円の資本的予算を編成し、企業団として250億4,700万円の予算規模をもちまして、地域医療機関との連携を図り、当地域唯一の公立病院として、良質で安全かつ高度な医療の提供に注力してまいります。

なお、当地域の中核病院として事業の安定的な継続に欠かせない構成4市負担金を平成26年度は総額14億円のご負担をいただく提案をするものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

<磯貝議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を事務局よりお願いします。

松尾事務局長。

<事務局長>

君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。

お手元の提出議案説明資料の1ページをごらんください。

改正内容は、同条例中、資本剰余金の取り扱いを定める第3条の2について、みなし償却制度廃止を受け、償却資産に係る資本剰余金が生じなくなることに伴う、第1項の規定整備、及び償却資産に係る資本剰余金の処分が生じなくなることに伴う第2項の削除を行うものでございます。

詳細は、1ページ及び2ページの新旧対照表のとおりとなっております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<磯貝議長>

補足説明が終了しました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を事務局よりお願いします。

松尾事務局長。

<事務局長>

君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。  
提出議案説明資料の3ページをごらんください。

改正内容は、同条例中、第3条第2号で定める学年定員35人を60人に、同じく第3号で定める総学年定員105人を180人に改めるものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<磯貝議長>

補足説明が終了しました。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成25年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

補足説明を事務局よりお願いします。

松尾事務局長。

<事務局長>

平成25年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)について、補足説明いたします。  
提出議案説明資料の4ページをごらんください。

補正の概要でございますが、枠囲いの中をごらんください。

本院事業予算について、収益1億円、費用1億240万円を減額、特別損失240万円を増額、看護師養成事業について収益69万円を増額いたします。

資本的収支について、収入5,181万円を減額、支出9,900万円を減額いたします。

1、本院事業収益でございます。

構成市負担金の総額を13億円から12億円に引き下げ、本院事業への負担金繰入額を1億円減額するもので、医業外収益について1億円減額するものでございます。

次に、2、本院事業費用でございます。

給与費では、25年4月の医師交代における、経験年数の低下に伴う医師給の減、現員数が当初予算の予定していた人数に達していないことによる看護師給、医療技術員給の減、同じ理由により臨床研修医に関する賃金の減及び、これらに伴う法定福利費の減を合わせまして、2億6,740万円減額するものでございます。

材料費では、抗がん剤等薬品の消費増に伴う薬品費の増により、1億6,500万円増額するもので

ございます。

これらにより、本院事業費用全体としては1億240万円減額するものでございます。

次に、3、看護師養成事業収益です。

看護学校では、本年度、3名の教員が県が実施する看護教員養成講習を受講いたしましたが、これに対し県から69万5,000円、補助金が交付されることとなりましたので、国県補助金を69万4,000円増額するものでございます。

5ページをごらんください。

4、特別損失でございます。

医師確保対策の一つとして実施している、県外から赴任する医師への研究資金貸し付けについて、本年度末で返還免除となる者がいるため、その他特別損失として、貸付金相当額の240万円を増額するものでございます。

5の年間収支でございます。

本院事業では今回の補正予定額も収支均衡であることから、補正後も収支均衡となります。

看護師養成事業は、補正後、69万4,000円の利益となります。

6の資本的収入です。

企業債では、本年度予定していた污水管接続換え工事が、国道事務所など関係機関との調整が調わなかったことから着工できず、企業債の借入れを行わないことから、1億800万円減額するものでございます。

国県補助金では、1点目として、本院では、県の地域医療再生基金による救命救急センター等整備事業を活用し、平成25年度及び26年度において、血管造影エックス線診断装置及びドクターヘリ格納庫の整備を実施しております。当初、それぞれに6,000万円、総額1億2,000万円の補助が予定され、格納庫整備については、工事の進捗を踏まえ、25年度857万1,000円、26年度5,142万9,000円の補助を予定しておりました。しかしながら、県から、基金事業の枠組みから補助金を26年度へ繰り越すことができず、26年度交付予定分は、25年度実施のエックス線診断装置整備分に上乗せして交付する旨の連絡がありましたので、26年度交付予定分を25年度分に上乗せし、5,142万9,000円増額するものでございます。補助総額が1億2,000万円であること、格納庫整備工事は25年度末までに着工していれば、26年度中の完成でよいとする取り扱いについては変わりありません。

2点目として、当初、補助金の交付が予定されておりました大佐和分院の超音波診断装置の整備について、県基金事業補助金の交付が決定したため、434万円増額補正するものでございます。これは、さきの1億2,000万円とは別枠になります。

3点目として、これも当初、補助金の交付が予定されておりました本院の病理診断用顕微鏡の整備について、県のがん診療連携拠点病院機能強化事業補助金の交付が決定したため、41万5,000円増額するものでございます。

これらを合わせ、資本的収入では5,181万6,000円減額するものでございます。

7の資本的支出でございます。

先ほど説明しましたとおり、污水管接続換え工事が未着工となっているため、建設工事費について、当初予算額から契約済みの設計費用2,100万円を差し引いた9,900万円を減額するものです。同事業につきましては、26年度予算において改めて予算措置いたします。

8の継続費ですが、先ほど説明いたしましたドクターヘリ格納庫整備工事補助額の変更に伴い、補正

するものとなっております。

6 ページの表は、変更後の継続費に関する調書になります。

そして、7 ページの収益的収支説明資料、8 ページの資本的収支説明資料は、ただいまご説明いたしました補正内容をまとめたものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<磯貝議長>

補足説明が終了しました。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

池田議員。

<5番 池田文男議員>

それでは、ちょっと年間収入のことで、看護師養成事業のことで、素朴な疑問があるので、ご質問させていただきます。

当初、生徒数が相当大幅にふえるわけでございます。また、新しい寄宿舍もふえます。そこでお伺いしたいんですけども、授業料等々は、大変失礼な質問で恐縮ですけども、今までどおりのような状況で生徒さんに負担をしていただくのか。また、宿舍についてもですね、生徒さんに、どのようなご負担をするのか。おわかりの、知っている範囲内でご説明を願いたいと思います。

<磯貝議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

新校舎開校に伴います、学年定員をふやすんですけども、ご質問は、授業料とか入学金は、授業料はどうなるのかというお話だと思います。現在、当院の学校では受験料は1万円、入学金は3万円、授業料は月額1万5,000円となっております。

県内15校の平均は、受験料が1万4,000円、入学金が8万5,000円、授業料3万円でございますが、このうち公立系の平均を申し上げますと、受験料が9,100円、入学金が3万円、授業料が1万3,300円の状況でございますので、他校との比較等をやっております、入学定員をふやすことによって学生確保の推進を図るため、据え置くということで考えております。

以上でございます。

<磯貝議長>

池田議員、よろしいですか。池田議員。

<5番 池田文男議員>

それですね、例えば、看護学校もですね、市内の方、県内の方、県外の方、いると思うんです。そうした場合って、どうなんでしょうか、よくわかりませんが、教えていただきたいんですけども、授業料というのは差をつけるのでしょうか、いかがでしょうか。要するに、税金払ってないわけですよ。

<磯貝議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

授業料につきましては、県内、県外と差をつけることは現在しておりませんし、これからつける考えも持っておりません。

以上です。

(「寮は、寮」の声あり)

寮は、今、学生寮、6, 300円いただいているんですけども、これはこれから学生寮に工事が入りますけれども、学生の寮費については今、研究中でございます。

<磯貝議長>

池田議員。

<5番 池田文男議員>

大変申しわけございません。せっかくなのでお聞きしたいんですけど、生徒数が要するに倍のボリュームになりますよね。そうすると、学校長というのは大変ご負担があると思いますけど、しっかり務めるとは思いますけども、そうしますと、学校長さんの補佐をするとか、教頭というんでしょうかね、シンプルに考えますと。そういったポジションなど、お考えになっているのか。その点、どういうふうにお考えになってんでしょうか。

<磯貝議長>

山寄総務課長。

<総務課長>

今、先ほど定員増をふやすという中で、いわゆる教員ですね、そちらの確保に努めております。今現在2名ふやしまして15名体制になりますけれども、学校長は今、当院の医師が兼任をしておりますが、副校長ポストというのを設けようと思っております。適材な配置をしようと思っております。

以上でございます。

<磯貝議長>

よろしいですか。

<5番 池田文男議員>

はい。

<磯貝議長>

ほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 平成25年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についてを議題とします。

補足説明を事務局よりお願いします。

松尾事務局長。

<事務局長>

平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について、補足説明いたします。

提出議案説明資料、別冊となっておりますA3横の資料、「平成26年度君津中央病院企業団病院事

業会計予算について」と題する資料をごらんください。

まず、1の概要でございます。

予算編成の考え方としましては、第3次3か年計画の最終年度となることから、計画の達成を目指すこと、そして、会計基準の見直しが行われ、平成26年度予算から適用されること、及び消費税率が引き上げられることから、予算編成に当っては、新基準及び新税率に基づき、適正な収入と支出を見積もるとともに、新基準への適切な移行と今後の変化に対応できる体制を整備することを方針といたしました。

右側の、予算（案）の骨子ですが、収入面では、診療単価の増などにより最大限の増収を図る一方、費用面では、消費税率引き上げなどによる負担増に対し、新規事業の抑制、経費の節減を図っておりますが、会計基準の見直し——この会計基準の見直しについては、以下、「制度改正」と表現させていただきます。この会計基準の見直しに伴い、移行時にのみ生じる費用については赤字予算とするものでございます。

2の業務予定量でございます。本院事業では、病床数、1日平均患者数とも、25年度と変更ありません。分院事業では、病床数は変更ございませんが、1日平均患者数については、入院は1人減の32人、外来は5人減の200人を予定しております。

看護師養成事業では、平成26年度から1学年定員を35人から60人に増員することに伴い、3学年合わせて133人の学生数を予定しております。

それでは、2ページをごらんください。

3、収益的収支予算でございます。

概要ですが、右側の摘要欄の記載に沿ってご説明申し上げますので、適宜、左側の表をご確認くださいよう、お願いいたします。

初めに、予算規模ですが、企業団全体の収益的収支の予算規模は217億9,254万円で、25年度当初予算と比べ7.4%、14億9,474万円の増となっております。

収益的収入ですが、本院の診療単価の上昇などにより、医業収益の増加を見込んでおります。医業外収益には構成市負担金総額14億円を計上しております。その他に特別利益として、制度改正に伴う収益であるリース会計導入による過年度費用間調整額7,839万円を計上しております。企業団の総収入は212億9,154万円で、4.9%、9億9,374万円の増収としております。

収益的支出ですが、総合事務組合に納付する退職給付費の減額による給与費の減、医業収益の増加に連動する材料費の増、光熱水費の増、建物設備に係る修繕費の増加に伴う経費の増を予定しております。

看護師養成事業費用を含む医業外費用は、看護学校新校舎建設による企業債利息の支払い及び減価償却費の発生により、大幅な増加となっております。また、特別損失には、現看護学校の解体工事費用、制度改正に伴う、前年度の勤務期間に係る賞与及び法定福利費引当金繰入額を計上しております。

企業団の総支出は217億9,254万円で、7.4%、14億9,474万円の増加となっております。

年間収支ですが、26年度は、収入面では最大限の増収を図っているものの、費用面では、消費税率引き上げや制度改正の影響が大きく、制度改正により、移行年度に限り計上する特別損益の差損分5億99万円については、平成26年度の事業収益をもって充てることが適当ではないため、赤字予算を編成するものでございます。この特別損益を除いた収支、すなわち平成26年4月から27年3月までの12か月間の事業運営に基づく収支については均衡をとっております。

続いて、3ページをごらんください。

(2) 事業別収支でございます。

まず、本院事業ですが、入院収益では、平均在院日数の短縮により増収を見込んでおります。外来収益では、職員増員によるリハビリ実施件数の増加、25年度に更新した医療機器の本格稼働等により増収を見込んでおります。額については、左の表に記載のとおり、入院収益において診療単価2,200円増により、25年度当初予算と比べ3.5%、4億6,500万円の増。外来収益において診療単価600円増により、4.5%、1億7,400万円の増を見込んでおります。

医業外収益では、構成市負担金が分院及び学校事業への繰入額増加に伴い、本院事業への繰入額が減少しております。

長期前受金戻入は、制度改正により新設されたもので、固定資産取得に充てた補助金のうち当年度の減価償却見合い分を順次収益化していくものでございます。

本院の給与費でございますが、1.6%、1億6,400万円減としております。正規職員数23名増を見込んでおりますが、給料については、定年退職による欠員を新規採用者で補充するため減額、手当及び法定福利費については、制度改正による計上方法の変更により減額、退職給付費については、退職手当組合である総合事務組合に納付する負担金の算定方法変更に伴い、減額しております。

続いて、4ページをごらんください。

本院の経費ですが、7.9%、2億200万円減としております。

光熱水費については、電気、ガスの単価上昇による増加を見込んでおります。

修繕費については、経年劣化した建物、附属設備、医療機器等の修繕を予定しております。現病院に移転後10年を経過し、修繕対象も増加しておりますが、診療に支障がないものは抑制、先送りを図っております。

賃借料については、制度改正に伴う計上方法の変更により、大幅な減額となっております。

委託料については、医療機器・設備の保守、ドクターヘリの運航、医師・看護師紹介等の業務委託に係る費用ですが、電子カルテ導入に伴うシステム開発委託が25年度で終了したため、減額となっております。

雑費については、医師・看護師確保対策を強化するため、増額しております。

減価償却費ですが、29.3%、3億8,200万円増としております。制度改正に伴うみなし償却の廃止、リース会計の導入によるものでございます。

医業外費用ですが、奨学金は、看護学校の定員増を受け、支給予定数を21人増としております。

その他医業外費用は、材料費の棚卸資産分の消費税相当額を計上している雑損失が、材料費の増加と消費税率引き上げにより、増加しております。

次に、5ページをごらんください。

分院事業でございます。

収益については、患者数の減少を予定したことに加え、平均在院日数の長期化により、一般病棟入院基本料7対1の維持が困難な見通しであることから、医業収益の減収を見込み、構成市負担金の繰入額増加により、医業外収益が増加しております。

額については、左の表に記載のとおり、入院収益においては、平均患者数1人減により、9.7%、3,300万円の減。外来収益においては、平均患者数5人減、診療単価100円増により、0.6%、158万円の減と見込んでおります。

費用については、入院、外来とも患者数の減を見込んでいることから、材料費について11.7%、935万円の減としております。

委託料については、分院基本計画策定支援業務を新たに委託することから、1,200万円増としております。

次に、6ページをごらんください。

看護師養成事業でございます。

26年度からの学生定員増を推進することから、予算規模において87.9%と大幅な増額となっております。

収益ですが、学費収益については、定員増による授業料収入の増加を予定しております。

負担金交付金は、新校舎の減価償却開始、企業債支払利息の発生、現校舎解体工事等により費用が増加するため、繰入額を大幅に増額しております。

費用ですが、給与費については、学生定員増に向けた教務員の増、非常勤講師の担当授業数の増から、増額を予定しております。

教育費については、新校舎建設及び定員増に伴う教育用備品の整備が25年度末までに終了することから、大幅な減額となっております。

次に、7ページをごらんください。

経費ですが、旅費交通費が非常勤講師の担当授業数の増加により、光熱水費及び委託料については校舎の規模拡大により、大幅に増額となっております。

減価償却費は、新校舎建設による新たな償却の発生により、また資産減耗費は、現校舎解体に伴う固定資産除却費の発生により、それぞれ増となっております。

次に、特別損益・予備費でございます。

特別利益は、制度改正に伴い、リース会計導入による過年度費用間調整額を計上しております。

特別損失は、先ほどご説明いたしました、前年度の勤務期間に起因する賞与及び法定福利費引当金、23年度から25年度分の貸倒引当金繰入額などを計上しております。

次に、8ページをごらんください。

4の資本的収支予算でございます。

資本的収入ですが、資本的収入は、污水管接続換え、増築棟建設及び病院棟改修、学生寄宿舍建設に係る企業債5億1,300万円を予定しております。

資本的支出については、建設工事費として、污水管接続換え、駐車場カーゲート更新、ドクターヘリ格納庫整備、増築棟建設及び病院棟改修、学生寄宿舍新築で、合計6億5,232万円を予定しております。

污水管接続換え工事は、学校新校舎建設や今後の増築棟建設等による排水量増加に対応するため、排水方法を自然流下に変更し、排水量の制限も撤廃しようとするもので、25年度事業として予定しておりましたが、国道工事事務所等との調整が難航し、25年度の着工が困難となったため、改めて予算措置するものでございます。

増築棟建設及び病院棟改修は、本院の診療棟の増築及び既存棟改修の基本計画・基本設計を委託するものでございます。

学生寄宿舍新築は、看護学生確保のため、老朽化、狭隘化した寄宿舍を25年度から27年度までの3か年継続事業で建てかえるもので、26年度分の事業費を計上しております。

医療機械器具費については、本院では生化学分析装置、NICU部門システム等の整備、分院では全身用エックス線CT診断装置等の整備を予定しております。

リース資産購入費は、リース会計導入に伴い、新たに設けられたもので、リース料金のうち利息分を

除いた額を支払うものでございます。

恐れ入りますが、9ページをごらんください。

(3) 資本的収支不足額の補てんでございますが、ただいまご説明しました資本的収入と資本的支出、それぞれの総額の差額である資本的収支不足額23億5,999万円については、過年度損益勘定留保資金により16億8,172万2,000円を、当年度損益勘定留保資金により6億7,826万8,000円を補てんする予定でございます。

恐れ入りますが、いま一度、8ページの一番下の部分をごらんください。

継続費ですが、学生寄宿舍新築工事は、25年度から27年度までの3か年継続事業で、26年度の年割額は3億5,596万6,000円、財源としては企業債3億4,500万円、自己資金1,096万6,000円を予定しております。

ドクターヘリ格納庫整備事業は、補正予算のところで説明したとおりでございます。

恐れ入ります。いま一度、9ページにお戻りください。

5の主要施策に対する予算でございますが、第3次3か年経営計画に掲げる主要施策に対する予算額については、以下に記載したとおりでございます。

これまで各事業についての説明の中で触れませんでしたものでは、(1)医療機能の充実の①人材の充足に向けた事業として、4番目にあります院内保育所の受け入れ定員の増員。これは現在の定員63名を段階的に増員していき、最終的に83名まで拡大するもので、これにより医師及び看護師の勤務環境を改善し、離職防止を図ろうとするものでございます。

次に、(2)医療サービスの向上の②病院機能評価の受審ですが、これについては公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新審査を受審し、医療サービスの向上につなげようとするものでございます。

そして、(3)未収金対策の強化として、未収金管理回収業務の委託ですが、回収が困難なケースについて法律事務所に未収金回収を委託し、未収金の縮減を図り、また、これに加えて、今年度より新たに、悪質な滞納者に対する訴訟費用を計上するものでございます。

それでは、10ページをごらんください。

平成26年度構成市負担金でございます。

平成26年度の構成市負担金は、本院運営費10億3,000万円、分院運営費5,100万円、学校運営費3億1,900万円、総額14億円のご負担をお願いしたいと考えております。

構成市別の負担額につきましては、今回改正後の規約の規定に基づいて算出し、木更津市5億5,177万4,030円、君津市3億6,305万1,640円、富津市2億7,153万410円、袖ヶ浦市2億1,364万3,920円となります。

ただいまの負担額を2期に分けて納付していただくこととし、第1期分を平成26年8月25日までに、第2期分を平成27年2月25日までに納付をお願いしたいと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<磯貝議長>

補足説明が終了しました。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

池田議員。

<5番 池田文男議員>

それでは、ちょっと私もよくわからないもので、ご説明願いたいと思います。

5の主要施策に対する予算、（1）医療機能の充実、①人材の充足ということで、2番目の医師及び看護師紹介手数料、3条予算1,944万円についてお伺いしたいと思います。

人材紹介として、ドクターもしくはナースの確保を図るということは結構だと思います。実は、私、素朴な疑問があるんですけども、例えば、この紹介手数料というのは、どのようなスタイルになっているのか、アバウトで結構でございますけども、ご紹介願いたいと思います。

<磯貝議長>

小島財務課長。

<財務課長>

医師及び看護師の紹介手数料でございますが、契約してございます紹介業者より医師あるいは看護師の紹介を受けた際に、その採用予定の者の想定年収の20%とか15%とか、契約手数料に基づいて支払うものでございます。

以上でございます。

<磯貝議長>

池田議員。

<5番 池田文男議員>

わかりました。そうしますと、例えば、私も病院議会初めてなもので、経験浅くて、勘違いするかもわかりませんけども、失礼を省みずお伺いしたいんですけども、一般的には、契約したときにですね、「1年ですよ。1年間きちんとこの病院に行ってください」とか、3年間通えと、そういった細かい詳細のことまでご契約をなさって、こういった提示をしているのか、その点はいかがなんでしょうかね。

<磯貝議長>

小島財務課長。

<財務課長>

契約の中で、その紹介された者が半年以内に退職した場合とか3か月以内に退職した場合とか、それぞれ違約金と申しますか、お支払いした手数料の返金という規定を定めまして、退職した際の返金については契約しております。

<磯貝議長>

池田議員。

<5番 池田文男議員>

そうしますと、例えばですね、もろもろの、このシステムを私は悪いと言っているんじゃない、進めていただきたいんですけどね。例えば一般的に、予算出ますけども、1年なのか、アバウト的にですね、3年間に沿って本契約したとき、ドクターでも結構なんですけども、そういったスタイルでやるんでしょうか。その点、いかがなんでしょうか。

<磯貝議長>

小島財務課長。

<財務課長>

企業団で勤務する期間の定めという趣旨のご質問だと思うんですが、それについては定めているものでございません。

（「はい、何ですか」の声あり）

企業団に勤務する期間を定めた契約を結んでいるものではございません。

<磯貝議長>

よろしいですか。いかがですか。池田議員。

<5番 池田文男議員>

せっかくの機会でございます。じゃ、そのペナルティー期間というのがありますよね、期間。その点はどのようなお考えなんですか。

<磯貝議長>

小島財務課長。

<財務課長>

先ほど私の説明がちょっと不足しておりました。申しわけございません。

これは雇用する者と企業団との契約ではございませんで、その者を紹介した業者との契約でございます。

そのペナルティーという部分については、先ほどもご説明申し上げましたが、その紹介されて雇用した職員がある一定期間内に退職してしまった場合は、企業団から紹介業者にお支払いした紹介手数料について返金していただくという契約はしておりますが、雇用する職員との間で勤務期間に関する契約をしているものではございません。

以上でございます。

<磯貝議長>

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で本日上程の全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本当に日ごろは病院の運営に、企業団の議員の先生方、その他、自治体の皆さんに大変お世話になっております。本当にありがとうございます。

本日は、また議員の皆さんには3月議会その他で公私ともに大変お忙しい中を繰り合わせいただき、ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

4議案につきましてお通しいただきまして、改めて御礼申し上げます。

ちょうど今年は、新しい診療報酬制度が決まるという段階で、病院としては、私とか院長その他職員にとっては大変心配がある年なんでございますけれども、何か、やっと決まってきたというような話も何

っております。

国のほうでは、社会保障制度と税の一体改革ということで進んできたわけで、そういうようなつながりの中で今回の診療報酬も決められたんであろうと、こういうふうに思いますが、結果的には、本体が0.1%のプラス改正と、0.1%のプラス改定と、何か非常に厳しい話で、本当は、考えますと、消費税の増税ということから考えますと、1.26%のマイナス改正というようなことになるものでございます。

そういうことで、今回の診療報酬も、消費税の増税ということに絡んで、いろいろ考慮したというような話になっておりますが、今回の改正の当院と大いに関係あるところで考えますと、当院は、2次医療圏の3次救急医療ということで、地域のためにいろいろと努力しているわけでございますけれども、今後は急性期医療に関しての基準がかなり厳しくなっております。

そして、急性期病床を9万床ですか、減らしたいというような話になっております。特に急性期病院の救急医療の基準といいますか、レベルをうんと引き上げるといような話になっておるわけでございます。そして減った分の病床を地域包括ケア病床、これはどういうことかといいますと、結局、2025年に向けての後期高齢者の増加ということで、それに対する対応策で、訪問看護その他在宅医療ですね、そういうことに関連しまして、そういう方々の高齢者のための病床ということで、どっちかという療養病床みたいな感覚だと思うんですが、そういう病床をふやしたらどうかというような話になっております。

そういうことで、当然、この会でも私、高齢化社会の地域医療の対応策ということを私、何遍か申し上げたこと、ありますけど、今回、診療報酬の中にそういうことが盛られてきたというのは非常に新しい診療報酬制度であろうと思いますけれども、と同時にですね、これに対応する病院の側としましては、大変難しい問題が出ております。病院の運営に関することにつながってまいりますので、結構またいろいろと、ある面では苦勞する面が出てくるんじゃないかなというふうに感じております。

しかし、いずれにしましても、急性期病院の機能であろうと、あるいは高齢化社会に対する地域包括ケアであろうと、これも地域の皆さんに満足いただけるような形で、今後ずっと病院の運営を考えていかねばならないということで、これからの宿題だと思っておりますけれども、今後とも、きょうお集まりの議員の先生方にもよろしくお願いご協力をお願いしたいなと、こういうふうに考えております。

いつも負担金を頂戴してますんで、いろいろ精いっぱいやりたいと、こういうふうに考えておりますけれども、どうぞ本当によろしく願いいたします。

きょうは本当に長時間、定例会、本当にありがとうございました。

<磯貝議長>

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(午後2時40分閉会)